

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		旅館業法施行条例			
条 例 番 号		昭和32年神奈川県条例第64号	法 規 集	第8編第6章第1節	
所 管 室 課		健康医療局生活衛生部生活衛生課			
条 例 の 概 要		旅館業法の規定に基づき、旅館業の営業施設の衛生措置の基準、構造設備の基準その他旅館業の業務の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	旅館業法の規定により条例で定めることとされている衛生措置の基準、構造設備の基準等について定めているものであり、また、許可申請等の手数料も定めていることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める衛生措置及び構造設備の基準は、衛生管理上の課題にも対応したものであり、有効なものである			県所管域における旅館業施設数 R3 1383 R4 1391 R5 1462
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める構造設備の基準等、いずれも明確かつ限定的であり、効率的なものである。 また、手数料の金額及び算定方法は明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわブランドデザイン」の主要施策Ⅵ「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、旅館業法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				